

船町

まちづくり通信

No.7 2010年9月発行



船町まちづくり協議会

船町地区まちづくり計画の案

特別指定区域の指定の案

がまとまりました!!

船町
公会堂で

木

木

案の

9月16日～30日 縦覧を行います!

昨年8月に「船町地区まちづくり協議会」が設立され、10月から毎月1回役員会を開催し、本格的な活動を進めてきましたが、船町地区のまちづくり計画（案）および特別指定区域の指定（案）がまとまりましたので、9月16日（木）～30日（木）まで、船町公会堂において縦覧を行います。

案について意見のある方は、9月16日（木）～10月7日（木）まで船町地区まちづくり協議会まで、文書により意見書を提出することができます。（意見書の用紙は、縦覧場所にあります。町内会長 宅の連絡箱に投函してください。）

◆案の縦覧は市役所でも行います

【縦覧期間】 平成22年9月16日（木）～30日（木）

【縦覧場所】 ●船町公会堂

●加古川市役所都市計画課（※市役所では意見書の提出はできません。）
午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日は除く）

【縦覧の内容】

1 地区まちづくり計画の案

- (1) まちづくりに関する方針の案
(附図 まちづくり構想図)
- (2) 現況図
- (3) 土地利用計画図の案

2 特別指定区域の指定の案

- (1) 特別指定区域の区域及び
予定建築物等の用途
- (2) 特別指定区域の位置図
- (3) 特別指定区域の区域図

本通信の
中面参照

連絡先：船町地区まちづくり協議会



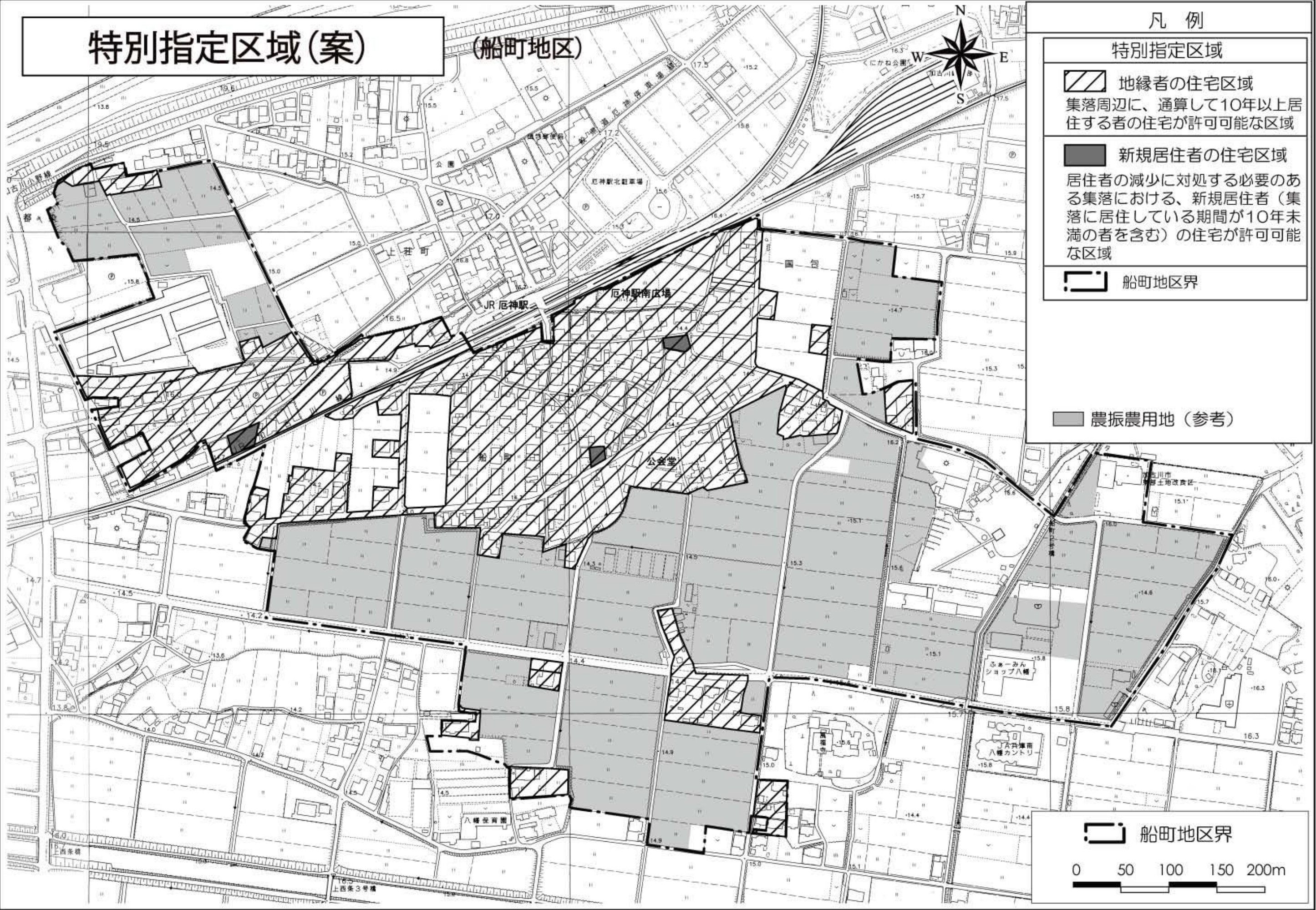
■ 特別指定区域の区域及び予定建築物等の用途

中面の「特別指定区域図」案の区域内で建てられる建築物等の用途です

区域	予定建築物等の用途	
地縁者の住宅区域	<p>条例 別表第2の1の項 開発区域周辺の市街化調整区域に通算して10年以上居住する者が所有し、又は規則で定める者から所有者の地位を承継することが確実な土地において、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるもの</p>	<p>規則 第23条第1項 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める者は、同項に掲げる住宅を建築しようとする者の直系尊属とする。 別表第2の1の項 条例別表第2の1の項及び2の項に規定する規則で定める住宅 次のいずれにも該当する住宅又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する兼用住宅</p> <p>(1) 建築物の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が280平方メートル以下であること。 (2) 建築物の敷地面積が300平方メートル以上であること。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 建築物の所在地を活動区域とする地縁による団体が第7条の規定によりまちづくり協議会として認定された際、現に建築物の敷地として使用されている土地を敷地とする住宅であって、その敷地面積が300平方メートル未満のものについて、その全部を一の敷地として使用することとなる住宅</p> <p>イ 建築物の所在地を活動区域とする地縁による団体が第7条の規定によりまちづくり協議会として認定された際、現に存する所有権その他の権利に基づいて住宅の敷地として使用するならば300平方メートル未満となる土地について、その全部を一の敷地として使用することとなる住宅</p> <p>ウ その他周辺環境の状況等によりやむを得ないものとして市長が特に認める住宅</p>
新規居住者の住宅区域	<p>条例 別表第2の2の項 居住者の減少に対処する必要がある集落又はその近接地における転入者のための戸建ての住宅で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるもの</p>	<p>規則 別表第2の1の項 条例別表第2の1の項及び2の項に規定する規則で定める住宅 次のいずれにも該当する住宅又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する兼用住宅</p> <p>(1) 建築物の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。）が280平方メートル以下であること。 (2) 建築物の敷地面積が300平方メートル以上であること。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 建築物の所在地を活動区域とする地縁による団体が第7条の規定によりまちづくり協議会として認定された際、現に建築物の敷地として使用されている土地を敷地とする住宅であって、その敷地面積が300平方メートル未満のものについて、その全部を一の敷地として使用することとなる住宅</p> <p>イ 建築物の所在地を活動区域とする地縁による団体が第7条の規定によりまちづくり協議会として認定された際、現に存する所有権その他の権利に基づいて住宅の敷地として使用するならば300平方メートル未満となる土地について、その全部を一の敷地として使用することとなる住宅</p> <p>ウ その他周辺環境の状況等によりやむを得ないものとして市長が特に認める住宅</p>


特別指定区域(案)


(船町地区)



凡例

特別指定区域

 地縁者の住宅区域
集落周辺に、通算して10年以上居住する者の住宅が許可可能な区域

 新規居住者の住宅区域
居住者の減少に対処する必要がある集落における、新規居住者（集落に居住している期間が10年未満の者を含む）の住宅が許可可能な区域

 船町地区界

 農振農用地（参考）

 船町地区界

0 50 100 150 200m